帯広消費者協会機関紙「おびひろ消協だより」

ささやき

第393号
令和4年11月10日発行

一般社団法人帯広消費者協会
とかちプラザ1F（西4南13）
TEL　22－7161（直通）
TEL　22－8393（相談）
Fax　66－5965
E-mail osk-1@atlas.plala.or.jp
URL http://obihiro-sk.main.jp/

気を付けよう！こんな手口

＜ アドバイスセンター展示室 ＞
令和4年10月～令和5年2月

アドバイスセンター展示室では、令和4年10月～令和5年2月の期間、「気を付けよう！こんな手口」をテーマに、第3回企画展を開催中です。

ますます巧妙になる詐欺の手口をわかりやすく4コマ漫画で展示した他、見守り新鮮情報（国民生活センター発行）による注意喚起を行っています。この機会にぜひお立ち寄り下さい。

＜還付金詐欺の手口＞

見守り新鮮情報

- 老人ホームなどの入居権を譲ってという電話は詐欺です
- 実在する組織をかたるフィッシングメールに注意！
- 宅配便業者を装ったSMS　URLにアクセスしないで
- 気をつけて！「ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ 預かる」という電話は詐欺
- 新型コロナを口実にATMへ誘導する還付金詐欺！

令和4年度「高齢者セミナー」のご案内

演題
「消費者被害の実例と相続・後見の基礎知識」

講師　弁護士　丸谷　誠　氏

高齢者の大切な財産を狙った悪質商法や特殊詐欺が後を絶たない中、高齢者の消費者被害を防ぐための情報を提供するとともに、高齢者の権利や財産を守るための知識について学ぶセミナーです。

日時
令和4年
12月15日(木)
午後2時00分～午後3時45分

場所
とかちプラザ4階
講習室　402
（帯広市西4条南13丁目）

定　員　：　30名
　　※　定員になり次第締切
入場料　：　無料
申込先　：　帯広消費者協会
　　TEL　22-7161
　　FAX　66-5965
※　マスクの着用をお願い致します。
当日、37.5度以上の発熱のある方、咳等の症状のある方は受講をお控え下さい。

令和4年度　無料弁護士相談会のお知らせ

日　時：
- 令和4年１１月１８日（金）
- 令和4年１２月１６日（金）
- 令和5年　２月１７日（金）

※　各日13:30～15:00
事前予約が必要です。

場　所：　帯広市消費生活アドバイスセンター第3相談室
人　数：　各日３名（帯広市民の方が対象となります）一人30分
申　込：　帯広市消費生活アドバイスセンター　TEL22-8393（10時～17時）

くらしの豆知識2023年版　発行されました。

くらしの豆知識は、国民生活センターが発行する暮らしに役立つ、幅広い分野の消費生活情報をコンパクトにまとめた冊子です。

2023年版の特集「賢く始める！新成人」では、初めてのひとり暮らしの注意点やクレジットカードの使い方、若者に多い消費者トラブル回避のポイントについて、「こんな手口にだまされない」では、詐欺的な通販サイトや投資勧誘、点検商法、強引な訪問購入など、ますます巧妙化する悪質商法の事例やトラブルから身を守る方法について解説しています。（国民生活センターより引用）

帯広消費者協会では貸出を行っております。購入の際は書店にお問い合わせ下さい。※ 定価550円(税込み)

工藤一幸シェフの

「牛乳・乳製品料理講習会」

※ 昨年度のお料理です。

参加者募集

令和4年
12月1日(木)
10:00～13:00

会　場
とかちプラザ4階
調理室
(帯広市西4南13)

講　師
十勝フードデザイン研究所
代表　工藤　一幸　氏
(元北海道ホテル総料理長)

＊ **定員　20名**
(定員になり次第締切)
＊ **参加費**
会　員　　700円
非会員　1,700円
※ いずれも持ち帰り容器代を含みます。

メニュー
＊ 彩り温野菜
バーニャカウダソース添え
＊ ポークチャップ
ヨーグルト風味
＊ 魚介類のミルクライス
グラタン

持ち物
＊ エプロン
＊ 三角巾
＊ ふきん(2～3枚)
＊ マスク

＊ 申込先
帯広消費者協会
TEL　22-7161
FAX　66-5965
＊ 協賛
よつ葉乳業株式会社

令和4年11月　価格の動向

購 入 日：令和4年10月中旬～11月2日まで
単　　位：円(小数点以下銭)

灯油（1㍑当たり）5店

	最低	最高	平均
今　月	109.00	121.00	117.50
前　月	109.00	121.00	117.72

ガソリン(1㍑当たり)11店

	最低	最高	平均
今　月	158.00	170.00	161.45
前　月	154.00	170.00	158.83

プロパンガス（メーター買い）3店

	1㎥当たり			5㎥当たり			10㎥当たり		
	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均
今　月	1,865.55	2,638.00	2,315.18	4,971.73	5,610.00	5,283.91	8,345.04	9,405.00	8,770.01
前　月	1,881.28	2,649.00	2,324.09	5,050.38	5,610.00	5,328.46	8,502.34	9,405.00	8,859.11

帯広市消費生活アドバイスセンター

相談室 NOW

☎(0155)22-8393

注文していないのに届いた商品はどうしたら良いでしょうか。

Q 海産物を購入してくれないかという電話が度々あり断っていた。昨日、その業者から海産物が送られてきたようだが、留守だったので不在通知が入っていた。
　頼んでいないので受取拒否して良いか。

「消費者庁イラスト集より」

A 注文や契約をしていないにも関わらず、一方的に送付された商品については消費者は直ちに処分することができるようになりました。（令和3年7月6日特定商取引法改正）
　一方的に商品を送り付けられても、金銭を払う義務は生じません。
　電話で勧誘されて契約をした場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。電話で海産物の購入を承諾してしまっても契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフを行うことができます。

　しかし、契約していないと思っていても、定期購入の契約を結んでいたとか、贈答品や誤配の可能性もあるので注意が必要です。
　ご相談のケースの場合、送り状を写真に撮るなどして発送者の情報を記録に残したうえで受取拒否をしましょう。
　疑問や不安を感じたときは、帯広市消費生活アドバイスセンターにご相談ください。

消費者庁HP
チラシ「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!」[PDF:661.2 KB]

令和４年度　相談件数

10月
121件

令和4年度　累計件数
(4月～10月)
692件

協賛団体のご紹介（令和4年10月現在）

当協会の目的と活動にご協賛いただいている協賛団体の方々です。

- 来海有起税理士事務所
- 帯広地方卸売市場株式会社
- 株式会社ズコーシャ
- 株式会社帯広ジャパン
- 宮坂建設工業株式会社
- 東洋株式会社
- 株式会社オカモトホールディングス
- 株式会社まるよし